

小松市介護保険福祉用具購入費受領委任払い実施要綱をここに公表する。

令和6年12月25日

小松市長 宮橋 勝栄

小松市介護保険福祉用具購入費受領委任払い実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第44条に規定する居宅介護福祉用具購入費又は第56条に規定する介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）の支給に係る受領委任払いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「受領委任払い」とは、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（次条において「被保険者」という。）が、福祉用具購入の受領に関する権限を当該福祉用具の販売に係る指定を受けたサービス事業者（以下「サービス事業者」という。）に委任することで、本市が当該事業者に対して福祉用具購入費を支払うことをいう。

(対象者)

第3条 福祉用具購入費の支給を受領委任払いにより受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の被保険者であって、法第66条から法第69条までの規定において、介護保険の給付制限を受けていないものとする。

(登録の申請)

第4条 サービス事業者であって、対象者から受領委任払いの委任を受けようとするものは、あらかじめ小松市介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱

事業者登録（更新）申請書兼誓約書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の提出があったときは、受領委任払いを取り扱う事業者として登録（以下「登録」という。）すべきかどうかを決定し、当該サービス事業者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定により市長が登録する場合の有効期限は、当該サービス事業者に係る法第 41 条第 1 項又は法第 53 条第 1 項に規定する都道府県知事の指定の期間の末日までとする。

（登録の更新）

第 5 条 登録を受けたサービス事業者（以下「登録事業者」という。）であって、有効期間満了後も引き続き登録を受けることを希望するものは、有効期間満了の日の 10 日前までに小松市介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者登録（更新）申請書兼誓約書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の提出があった場合において、有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の変更等）

第 6 条 登録事業者は、登録申請書の記載事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について、小松市介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書（様式第 2 号）により、市長に届け出なければならない。

- 2 登録事業者は、その事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、事業廃止・休止・再開届出書（様式第 3 号）により、市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者に係

る登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 登録事業者が様式第 1 号に規定する誓約事項を遵守しないとき。
- (2) 市が登録事業者の登録事業の廃止を知ったとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、受領委任払いの適用を認めることが不適當であると市長が認めたとき。

(受領委任払いの申請)

第 8 条 対象者は、福祉用具購入費の支給に関し受領委任払いの適用を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「規則」という。）

第 71 条又は規則第 90 条の規定に基づく介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）（様式第 4 号。以下「申請書」という。）

- (2) 対象者の利用者負担となる金額の領収証
- (3) 当該福祉用具の概要を記載した書類（パンフレットの写し等）

- 2 対象者から受領委任を受けた登録事業者は、当該対象者から申出があったときは、前項の提出を代行することができる。

(支給審査等)

第 9 条 市長は、前条の提出を受けたときは、審査のうえ、福祉用具購入費の支給又は不支給を決定し、当該対象者及び登録事業者にその旨を通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による支給決定があったときは、当該登録事業者に福祉用具購入費を支払うものとする。
- 3 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し、福祉用具購入費の支給があったものとみなす。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。